

公的マイクロデータ活用の飛躍的促進を目指して ～国民の共有財産を十二分に活用するために～

岩 佐 哲 也

(総務省統計局 統計高度利用特別研究官)

近年、総務省統計グループは統計品質向上や統計人材育成など、様々な統計改革に取り組んできたが、調査票情報の二次的利用についても、関係者の様々な尽力により、利便性の飛躍的な向上が図られてきた。ここでは、公的マイクロデータの二次的利用に関する動きを概観してみたい。

いうまでもなく、公的統計は国民の共有財産であり、通常集計した形で提供されるその結果は、誰もが利用できるよう、e-Stat等を通じて公開されている。家計の消費動向やコメの値段等を含めた消費者物価指数の動向が注目を集め、完全失業率は低く推移し、就業者数は過去最大を更新するなど、日々、我が国の様々な姿が公的統計によって明らかにされている。

公的統計の活用はこれだけにとどまらず、データサイエンスの時代にあって、政府が公的統計のために収集したデータは、政府が自ら集計する以外にも、様々な研究や分析に用いられている。統計法は統計作成を目的に収集した調査票情報の目的外の利用には厳格なルールを定め、正しい管理の下、公的な研究等に用いる道を開いている。これらのルールの下、各種施策や学術的研究など、調査票情報は様々な分野で活用され、様々な成果が生み出されてきた。

この公的統計の調査票情報は、様々な実施されている社会調査や入手可能なビッグデータ等と比較して、①我が国の縮図となるような標本の抽出が正確であり、復元乗率など分析に必要な情報もそろえられていること、②政府の政策推進に必要となる様々な行政分野の調査事項が充

実し、結果データの審査等も丁寧に行われているなど、データの品質が高いこと、③調査票情報の二次的利用を行うためのオンサイト施設が大学を中心として国内20カ所以上に整備されていること、などの利点を有している。

このように、公的統計の調査票情報は、様々な可能性を有してはいるものの、これまで、国や地方の行政官や、調査票情報の扱いに慣れた一部の学識経験者による利用が中心となってきた。これには様々な理由があるかと思うが、統計調査実施者の立場からすると、①我が国の公的統計は、様々な集計の要望に応じ、できる限り政府で集計を行うというスタンスで、公表を行ってきたこと、②このため、調査票情報の二次的利用は、行政側として、本来の集計・公表に比べ、追加的業務として、優先順位がやや低いものとなっていたこと、③統計調査実施への影響等を考え、調査票情報が目的外利用できることについての広報には、それほど積極的ではなかったこと、などがあるかと思われる。

政府としても、データサイエンスやビッグデータという言葉が市民権を得る中で、政府と学会が連携して、オンサイト施設を全国的に開設し、研究環境の整備を推進するため、平成28年に結成された公的統計マイクロデータ研究コンソーシアムとも連携し、アカデミアでの調査票情報の二次的利用を促進するための様々な取り組みを行ってきた。この取り組みの1つとして、学術機関等において、調査票情報を用いて探索型の研究を可能とするオンサイト施設の整備が

全国の大学を中心に順次進められている。

その後、平成30年には統計法が改正され、調査票情報より匿名性が担保された匿名データについては、民間の研究においても利用ができることとされた。また、ハードとしてのオンサイトに代えて、仮想環境上にデータと分析環境を提供するリモートアクセスや、匿名データの提供早期化のための研究を行うなど、調査票情報の二次的利用の促進に関する様々な対応を進めてきた。

このようななか、関係者の要望等も踏まえ、令和5年に閣議決定された規制改革実施計画において、統計データの二次的利用に関し、各府省の申請窓口の一元化や、データ提供までの時間短縮、関連するシステムの整備、リモートアクセスの実現などについて、令和6年度中に行うこととされた。これに伴い、これまで、ともすれば結果公表の追加的業務として認識されがちであった調査票情報の提供業務が、主要業務として位置づけられるとともに、関係者の連携した努力により、これまでの常識の転換ともいえるべき業務の省力化や自動化が進められることとなった。

これまで統計調査の二次的利用データについては各府省がそれぞれ必要な作業をし、提供業務を行っていたが、今回、二次的利用の需要がある主要な統計については、オンサイト提供用のデータとしてメタデータも含めデータ様式を共通化してあらかじめ整備し、窓口を一元化したオンライン申請に応じて自動的に二次的利用の提供データを作成することを業務改革の柱とし、必要なシステム整備等を実施した。令和7年度以降、政府の統計調査の受け付けや問い合わせは、和歌山の統計データ利活用センターが一元的に担うこととなり、従来、利用申請から調査票情報の提供まで数ヶ月かかっていたものが、令和7年度以降、各府省側の業務としては

ほとんどのものが1週間以内に完了するようになっていく。

これは、関係府省の担当者の大変な尽力はもとより、総務省においても、ガイドラインの改正や各府省調整等を行った政策統括官、実務経験を背景に現実的な業務の改善提案を行った統計局、一括申請やリモートアクセス実現のためのシステム整備、各府省のデータ整備の支援を行った（独）統計センター、更には匿名データの研究等で知識面のバックアップを務めた統計研究研修所など、統計グループのリソースを結集した対応が行われたところである。

このように、和歌山の統計データ利活用センターで運営する公的マイクロデータ利用のポータルサイト（miripo）をフロントとして、これと連動する形で令和7年3月に稼働を開始した電子申請システムにより、調査票情報の活用環境は、その利便性が飛躍的に向上した。また、匿名データについても作成方法をより定型化し、提供までに要する期間を半減するなど、改善が進んでいる。まさに、公的マイクロデータをさらに活用してもらうための環境は、従来に比べて大きく整ってきたものと考えている。

政府としても、引き続き、コンソーシアム等とも連携しながら、国や地方公共団体、学識経験者、民間等、それぞれの立場で、できるだけ統計データを利用していただけるよう、ユーザーズを踏まえて、引き続き様々な取り組みを進めていきたいと考えている。

本特集では、調査票情報の二次的利用について、その改善の経緯や一新された利用環境等の説明のほか、実際の活用例として近年注目を集めている異なる統計の調査票情報のリンケージの実例や、オンサイト利用を契機に公的マイクロデータ利用の普及に努めてこられた官学協力の取組などをご紹介します。取組に係るご理解と、利用拡大に資すれば幸いです。